

船舶事故調査報告書

令和元年12月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成31年1月29日 22時50分ごろ
発生場所	鹿児島県南さつま市沖秋目島南西方沖 薩摩野間岬灯台から真方位162°4.5海里（M） （概位 北緯31°20.7′ 東経130°08.2′）
事故の概要	貨物船 <sup>しゅんえい</sup> 俊栄は、北西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年6月4日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 俊栄、293トン 140858、宗田造船株式会社、有限会社新鹿島海運（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 航海士、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	船首部船底外板に亀裂を伴う凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長及び航海士ほか2人が乗り組み、航海士が単独で船橋当直につき、満船状態で北西進中、前直の船長が入力したGPSプロッターの画面上の航路線に沿って航行を続けたところ、沖秋目島南西方の浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約3.0m、船尾約3.9mであった。</p> <p>船長は、衝撃を感じて船橋へ向かい、船内の各所を点検して航行に支障はないと判断し、熊本県八代市八代港へ向けて航行を再開した。</p> <p>本船は、本事故の翌日、船長が、接岸作業時に操舵室から船首方を見たところ、船首が下がっているような感じがしたので、点検したところ、1番バラスタタンクに浸水していることを認め、ダイバーにより船首部船底外板に亀裂を伴う凹損を生じていることが確認された。</p> <p>船長及び航海士は、何度も航行経験のある場所であったが、本件浅所の存在を知らなかった。</p> <p>航海士は、GPSプロッターの画面を6Mレンジとして使用していたが、0.3Mレンジとして使用すれば、本件浅所が映ることを本事故後に確認した。</p>
分析	本船は、航行中、航海士が、本件浅所の存在を知らず、船長が入力したGPSプロッターの航路線に沿って本件浅所付近を航行したことから、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。

	<p>船長は、本件浅所の存在を知らなかったことから、GPSプロッターに本件浅所付近を航行する航路線を入力したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、航行中、航海士が本件浅所の存在を知らず、船長が入力したGPSプロッターの航路線に沿って本件浅所付近を航行したため、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・慣れた海域であっても、航行する水域の水路調査を十分に行い、浅所等の位置を確認すること。</li></ul>